主な高齢者福祉保健サービスなど

そのほか、高齢者の生活状況や身体の状況に応じて高齢者の自立した生活を目指し、また、介護者の負担を軽減するために、日常生活を支援する次のようなサービスを提供しています。

在宅福祉

訪問理美容サービス事業

自分で理容所・美容所に行くことができない方の自宅に理美容師が出張し、理美容サービスを提供します。出張料を市が負担します。サービス代金は自己負担です（申請時期により年4回まで）。

対　象　市内に住所を有し、在宅している方で下記のいずれかに該当する方
①要介護3・4・5の認定を受けている65歳以上の方
②下肢・体幹で身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方

費　用　理美容代金は自己負担

お問い合わせ　地域包括ケア課　☎963-9163　　障害福祉課　☎963-9164

生活支援短期宿泊事業

見守りや部分的介護が必要な方で、一時的に介護者が病気や事故等で介護が困難になったとき、特別養護老人ホーム等で、空きベッドを利用して一時的に生活管理の支援を行います。年間14日間以内です（空きベッドがあるとき）。

対　象　介護保険の認定の対象外となる、65歳以上の方で、心身の状況、生活環境等の理由により日常生活を営むうえで支障のある方

費　用　1日：2,500円　　**お問い合わせ**　地域包括ケア課　☎963-9163

緊急通報システム

発作症状を伴う疾患があるひとり暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報センターに繋がる緊急通報装置を貸与し、緊急通報、健康相談、安否確認業務を行うことで、緊急時の安全の確保と不安の解消を図ります。

対　象　次の①～④の全てに該当する方
①65歳以上の方
②発作症状を伴う疾患があり、一人または高齢者のみの生活をしている方
③市内に住所を有し、現に居住している方
④市民税非課税世帯に属する方

費　用　無料　　**お問い合わせ**　地域包括ケア課　☎963-9163

高齢者補聴器購入費助成事業

市内に住む高齢者を対象に補聴器購入費用の一部を助成します。これにより、補聴器の利用を促進し、地域社会への参加を支援することで、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を図ります。

対　象　次の①～⑤の全てに該当する方
①65歳以上の方
②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象にならない、かつ、耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方
③市内に住所を有し、現に居住している方
④市民税非課税世帯に属する方
⑤過去5年で本事業による助成を受けたことがない方

費　用　補聴器購入費として、上限30,000円の助成　※購入後の申請は助成対象外です。

お問い合わせ　地域包括ケア課　☎963-9163

在宅介護者福祉手当の支給

在宅の要介護4または5の方を家族で介護している主たる介護者に、手当を支給します。（年3回〔4・8・12月〕に分けて口座振込、要介護の方が施設に入所中・病院等に入院中の場合は対象となりません。）

対　象　市内に住所を有し、在宅している65歳以上の要介護4または5の方を家族等で常時介護している主たる介護者（申請時に介護保険サービスの利用状況をお尋ねし、常時介護をされている状態であるか確認します。）

費　用　支給額月額：5,000円（2人以上介護している場合は1万円）

お問い合わせ　地域共生推進課　☎963-9237

認知症徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を在宅で介護する介護者に、位置検索端末機を貸与します。行方不明時に位置検索を行い、当該高齢者の現在位置を介護者に連絡します。

対　象　市内に住所を有する認知症により外出時に行方不明になるおそれのある高齢者を介護している方

費　用　月額：900円

お問い合わせ　地域包括ケア課　☎963-9163

介護マーク

在宅で高齢者を介護する介護者が周囲から偏見や誤解を受けることがないよう介護者であることをさりげなく知ってもらうことで、介護者が介護しやすくなることを目的に、「介護マーク」を配布します。

対　象　認知症高齢者等を介護している介護者（市内に住所を有する方の介護をしている方）

費　用　無料

お問い合わせ　地域包括ケア課　☎963-9163／各地域包括支援センター（35ページ参照）

見守り支援配食サービス

越谷市地域包括支援ネットワーク事業に賛同した配食サービス事業所により、配食時に見守り支援を行います。

対　象　65歳以上の高齢者等

費　用　食事代金は自己負担

お問い合わせ　地域包括ケア課　☎963-9163

救急医療情報キット

65歳以上の方や障がいのある方などの安全・安心を確保することを目的に、救急隊員等が迅速かつ適切な救急救命活動を行えるように、「かかりつけ医療機関」などの医療情報等を容器の中に入れて冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

対　象　①65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯
②一人暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯
③日中独居者、在宅介護者など、生活上あるいは健康上不安を抱える方

費　用　無料

お問い合わせ　福祉総務課　☎963-9320

ふれあい収集

ごみをご自身で、集積所へ出すことが難しい方のために、訪問収集をしています。

対　　象 ①65歳以上の高齢者のみの世帯　②障がい者のみの世帯

費　　用 無料　**お問い合わせ** リサイクルプラザ業務担当　☎976-5375

不動産担保型生活資金（リバース・モゲージ）

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とし、生活資金として必要な経費の貸付を行います。

対　　象 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上の低所得世帯

費　　用 貸付限度額：埼玉県社会福祉協議会の会長が定めた額

お問い合わせ 社会福祉協議会　生活支援課　☎966-2251

紙おむつ等配付事業

年2回、紙おむつや尿取りパット等を、自宅までお届けします。※入院または入所をされている方は対象外

対　　象 市内在住の市民税非課税世帯で下記のいずれかに該当する方（在宅の方のみ）
①要介護1～5の認定を受けている方
②身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方
③療育手帳Ⓐ、Ａの交付を受けている方
④2歳未満の子どもを養育している方

費　　用 無料　**お問い合わせ** 社会福祉協議会　生活支援課　☎966-2251

福祉車輌の貸出し

車いすで乗降可能な軽ワゴンを貸し出します。※予約の受付は利用希望日の1か月前（休業日の場合はその前日）からとなります。

対　　象 市内在住の歩行困難で車いすを利用されている方

費　　用 無料、ガソリン代のみ実費負担

お問い合わせ 社会福祉協議会　生活支援課　☎966-2251

車いすの貸出し

車いすを貸し出します。
※短期2週間以内（いったん返却後、再度貸し出し可能）
　長期6か月以内（原則1回限り、以後貸し出し不可）

対　　象 市内に在住し、車いすを必要とする方

費　　用 無料　**お問い合わせ** 社会福祉協議会　生活支援課　☎966-2251
各老人福祉センター　44ページ「老人福祉センター」参照

成年後見事業

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の財産や権利を守る「成年後見制度」の利用を支援します。制度や利用方法について、相談を受け、手続きについて助言します。

対　　象 財産管理や契約に不安のある方、成年後見制度について知りたい方

費　　用 相談や手続き支援は無料
※手続き自体にかかる費用は自己負担

お問い合わせ 社会福祉協議会　成年後見センター　☎966-2281

成年後見センターこしがや

【利用日時】月曜日～金曜日
（祝日、年末年始を除く）
午前8：30～午後5：00
【所在地】越ヶ谷4-1-1
（越谷市中央市民会館1階）
【電話番号】966-2281

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活を送れるように、定期的に訪問し、下記のサービスを行います。ご利用に関する情報・秘密は固くお守りいたします。

このようなお手伝いを行います
●福祉サービスの利用をお手伝いします。　●日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。
●日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。　●大切な書類などをお預かりします。

援助内容		料　金
福祉サービスの利用援助		1回1時間まで1,200円 （1時間を超えると30分ごとに400円が加算）
日常的金銭管理	通帳を本人が保管する場合	
	通帳を社会福祉協議会が保管する場合	1回1時間まで1,600円 （1時間を超えると30分ごとに400円が加算）
書類等預かりサービス		基本料2,000円（1年間）利用料500円（1か月）

対　　象 生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいなどのある方

費　　用 相談は無料、サービスは有料（低所得の方には減免制度あり）

お問い合わせ 社会福祉協議会　成年後見センター　☎966-2281

在宅支援家事サービス「ほほえみサービス」事業

日常生活に支障のある高齢者、障がい者（児）、ヤングケアラー、病気やけがをされた方、産前産後の方、その他援助を必要としている方に対して、地域・家庭でその人らしい生活を安心して送れるよう、ほほえみスタッフを派遣し家事支援サービスを有料で提供します。

このようなお手伝いを行います
●衣類等の洗濯　●居室等の掃除・整理整頓　●生活必需品等の買い物　●食事の支度
●産前産後の家事支援　●その他必要と認められるサービス

対　　象 市内在住で高齢者や障がい者、ヤングケアラー、病気やけがをされた方、産前産後の方などで家事がおもうようにできない方
●初めに、ご利用を希望される方の自宅に訪問し、サービス内容の確認をさせていただきます。
●介護保険の認定を受けている方でも利用できますが、身体介護等に当てはまる場合や日常生活の範囲を超える内容については、対象外となります。
●活動内容やスタッフの状況により、ご希望に沿えない場合があります。

費　　用 1時間800円（1時間を超えた時は30分ごとに400円）※短時間サービスは15分以内200円

利用日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9～17時
※家事支援サービスは多くて週に1～2回、1～2時間程度。

お問い合わせ 社会福祉協議会　生活支援課　☎966-2251

みまもり・あんしん事業

親族を頼れない等の理由で将来に不安を抱える一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象に、孤立せず地域で安心して自立した生活が送れるよう、定期的な訪問やみまもりを行うとともに、入院・入所時の支援や葬儀・埋葬の支援等を行います。

対　　象 市内在住の65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯で下記のすべてに該当する方
①親族に支援者がおらず将来に不安を抱えている方
②契約の内容を判断することができる方
③生活保護を受けていない方

費　　用 入会金10,000円　会費　月額5,000円
その他サービスに応じて利用料負担あり

お問い合わせ 社会福祉協議会　成年後見センター　☎966-2281

生きがい・長寿・健康・その他

老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の向上等、自主活動の場を提供しています。また、教養講座や健康相談事業なども実施しています。

対　　象 60歳以上の方（受付で使用証を提示）　※初めてご利用になる方は、使用証交付申請書（各施設にあります）の提出及び保険証・免許証等の証明になるものを受付に提示してください。

費　　用 無料　**お問い合わせ** 各老人福祉センター

会場	所在地	電話番号	利用時間	休館日
けやき荘	新川町2-55	965-5822	午前9：30～午後4：00	第1・3・5土曜日、第2・4日曜日、祝日および年末年始
くすのき荘	大杉655	979-6600		第2・4土曜日、第1・3・5日曜日、祝日および年末年始
ゆりのき荘	増林3-2-2(いきいき館内)	992-6601		毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始
ひのき荘	川柳町2-507-1	973-7903		毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始

認知症の方及びその家族と高齢者の居場所づくり事業

高齢者が「ふらっと」気軽に訪れ、交流することができる場所を提供します。「情報交換」の場と「地域交流、仲間づくり」の場です。

対　　象 60歳以上の方

費　　用 無料

お問い合わせ 「ふらっと」がもう　☎986-5115
「ふらっと」おおぶくろ　☎975-4000
社会福祉協議会　地域福祉課　☎966-3411

「ふらっと」がもう
【利用時間】午前9：00～午後5：00
【定 休 日】毎週火曜日および年末年始
【所 在 地】蒲生寿町17-12（蒲生駅前商店会内）
【電話番号】986-5115

「ふらっと」おおぶくろ
【利用時間】午前9：00～午後5：00
【定 休 日】毎週日曜日および年末年始
【所 在 地】袋山1435-16（大袋商店会内）
【電話番号】975-4000

いきいき農園

農作業を通して収穫の喜びを味わい、また利用者相互の交流と親睦を深め健康で生きがいのある生活を送っていただくため、60歳以上の方に貸し出しています。

対　　象 60歳以上の方

費　　用 無料

お問い合わせ 地域共生推進課　☎963-9237

老人クラブ

各地区の60歳以上の方が互いに交流を図り、健康で楽しく生きがいを高める活動や奉仕活動に取り組んでいる組織です。

越谷市老人クラブ連合会事務局
（老人福祉センターけやき荘内）
【所 在 地】新川町2-55
【電話番号】965-5822

対　　象 60歳以上の方

お問い合わせ 越谷市老人クラブ連合会事務局（老人福祉センターけやき荘内）　☎965-5822

シルバーカレッジ

60歳以上の方を対象に、一般教養講座を開講しています。社会環境の変化に対応する知識と心身の健康を培い、社会参加による生きがいを高めるための講座です。

対　　象 60歳以上の方

費　　用 無料　**お問い合わせ** 地域共生推進課　☎963-9237

敬老会

多年にわたって社会に貢献してきた方を敬愛し、長寿を祝って、敬老会を開催しています。75歳以上の方に式典への案内をしています。

対　　象 75歳以上の方　**費　　用** 無料　**お問い合わせ** 地域共生推進課　☎963-9237

敬老祝金

市内に1年以上居住している方で、満88歳、満99歳の年齢に達した方は、その年度の9月または3月に、満100歳に達した方は誕生日以降に、敬老の意を表すとともに長寿を祝福してお祝金を贈呈します。

対　　象 満88歳　3万円／満99歳　5万円／満100歳　7万円

お問い合わせ 地域共生推進課　☎963-9237

きらポ（越谷きらきらポイント）

高齢者の社会参加を推進するため、スマートフォンの健康アプリを活用した生きがいづくりやフレイル予防を行います。アプリを通じて獲得したポイントはPayPayの支払いに使用することができます。

対　　象 65歳以上の方　**費　　用** 無料　※アプリのダウンロードや使用にかかる通信料は自己負担

お問い合わせ 地域共生推進課　☎963-9187

介護支援ボランティア制度

市に登録された介護保険施設などで、高齢者がボランティア活動を行うとポイントがもらえ、貯めたポイントを翌年度に換金（年間最高5,000円）できる仕組みです。

対　　象 越谷市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）

お問い合わせ 地域共生推進課　☎963-9237
社会福祉協議会　ボランティアセンター　☎966-3211

シルバー人材センター

60歳以上で、臨時的、短期的な就業を希望される方、また、仕事を通して仲間づくりをしたい方に、経験、技能、体力等に応じて希望する仕事をお世話する会員制の組織です。

主な仕事 家庭内清掃、襖や障子の張替、植木剪定、除草、あて名書き、住まいの修繕関係

費　　用 有料　**お問い合わせ** シルバー人材センター　☎967-4311

在宅訪問歯科保健事業

在宅で寝たきり等のため歯科医院へ行くことが難しい方の自宅に歯科医師がうかがい、健診を実施します。（要申込み：健康づくり推進課、または保健ガイドに掲載されている歯科医療機関へ）※治療は行いません。

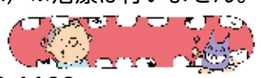

対　　象 身体が不自由で歯科医院へ行くことが難しい方

費　　用 無料　**お問い合わせ** 健康づくり推進課　健康づくり推進担当　☎960-1100

高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種は、インフルエンザにかかりにくくしたり、またかかっても重症になることを防ぐ効果があります。
※公費で受けられるのは年間1回までです。

期　　間 令和5年10月1日～令和6年1月31日

対　　象 市内在住で下記に該当する方

●接種日に65歳以上の方
●60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器機能・免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方

費　　用 1,500円（生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）

お問い合わせ 健康づくり推進課　健康づくり推進担当　☎960-1100

高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40％を占め、特に高齢者での重症化が問題になっています。肺炎球菌ワクチン接種により、肺炎の予防や肺炎にかかっても重症化を防ぐ効果が期待されます。
※公費で受けられるのは、初回接種の方で1人1回限りです。

期　　間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

対　　象 市内在住で下記に該当する方

●年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方（年度当初に個別通知をしています）
●60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸機能・免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方
※ただし、今までに一度でも（自費でも）肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを受けた方は対象外です。

費　　用 3,000円（生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）

お問い合わせ 健康づくり推進課　健康づくり推進担当　☎960-1100

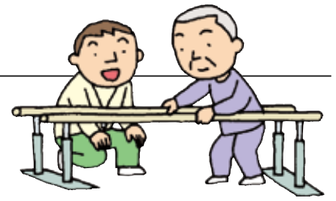

リハビリなんでも相談

けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘・保健センターにおいて、理学療法士・作業療法士によるリハビリ等の相談を実施しています。

【けやき荘】4月・7月・10月・1月の第4金曜日（原則）
【くすのき荘】5月・8月・11月・2月の第３金曜日（原則）
【ひのき荘】6月・9月・12月・3月の第2金曜日（原則）
【ゆりのき荘】毎月第2木曜日（原則）
60歳以上の方　先着8名
予約不要
（9：30～11：00に直接会場へ）
【保健センター】毎月第1・3火曜日（午前）　※事前に健康づくり推進課に予約が必要です。年齢不問

費　　用 無料

お問い合わせ 健康づくり推進課　健康づくり推進担当　☎960-1100

子育て支援のご案内

「こしがや子育てガイドブック」に、妊娠から出産、0歳から18歳までの子どもに関するさまざまな支援を掲載しています。

配布場所 市役所（子ども施策推進課　介護保険課）、出張所、保健センター、児童館など
※市公式ホームページからも閲覧できます。

お問い合わせ 子ども施策推進課　☎963-9165
※発行、配布に関してのみ。各種支援に関しては、各担当課へのお問い合わせとなります。

成年後見制度

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の２つがあります。
法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

成年後見人等には、どのような方が選ばれるのでしょうか？

成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。ただし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の役割ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

〈資料：法務省　民事局ホームページより抜粋〉

法定後見制度の手続きの流れ

申立て（家庭裁判所）
↓
審理（家庭裁判所）
↓
法定後見の開始の審判
成年後見人等の選任
↓
審判の確定（法定後見の開始）

任意後見制度の仕組み

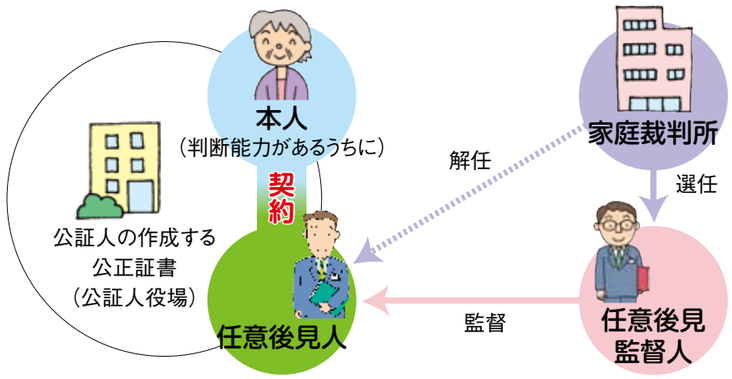

※成年後見制度について詳しく知りたい方は、「成年後見センターこしがや」にお問い合わせください
（42ページ参照）